

## 「マンガでわかる税務調査 ―法人課税第三部門にて―」 正誤のお知らせ

表題図書に次のとおり、誤植および内容の誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。

### 【誤植】

〈中之島税務署法人課税第三部門 主な登場人物〉

誤	正
副 <u>所</u> 長	副 <u>署</u> 長

〈Chapter 本文中〉

誤	正
総括官／総統官	統括官

〈Chapter9 88 ページ〉

誤	正
日本税理士連合	日本税理士会連合会

### 【内容の誤り】

本文 120 ページ「優良申告法人」の解説部分においては、平成 26 年 6 月 30 日の「事務運営指針」の一部見直し前の内容を掲載しておりました。平成 27 年 7 月 1 日以後に行われる表敬については次のとおりとなっておりますので、ご注意ください。

優良申告法人とは、申告納税制度の趣旨に即した適正な申告と納税を継続し他の納税者の模範としてふさわしいと認められる法人をいう。

課税庁は、こうした法人に対して、敬意を表すとともに、今後の適正な申告納税への期待を込めて、所轄税務署長から表敬状が授与される。

なお、平成26年6月30日に「事務運営指針」の一部見直しが行われ、優良申告法人の取扱いについて、「表敬基準」の見直しや「個別指導」に基づく表敬の導入などが、平成27年7月1日以後の表敬から行われている。見直し後の基準により優良申告法人として表敬されるためには、次の二つを満たす必要がある。

#### (1) 机上調査

- ① 法人税について、調査事業年度前5年以内の各事業年度において継続して青色申告を行っていること。
- ② 法人税および消費税について、継続して期限内申告をしていること。
- ③ 法人税、消費税および源泉所得税について、継続して期限内完納していること。
- ④ 各種申告等手続のいずれかにおいて、e-Taxを利用してしていること。
- ⑤ 次のいずれかの基準を満たしていること。

法人税 ↓ 直近3年間の各事業年度の申告所得金額が管内の所得法人の平均申告所得金額以上か、業種大分類別の所得法人の平均申告金額以上

消費税 ↓ 直近3年間の各課税期間の消費税額が管内の納税法人の平均消費税額以上で、法人税について、直近3年間の各事業年度の申告所得金額が管内の全法人の平均申告所得金額以上

⑥ 10年以内の調査により法人の事業実態が的確に把握され、かつ、法人税について、不正計算がなく、各事業年度の申告漏れ割合が10%以下であること。

## (2) 深度ある調査

① 法人税について、不正計算がなく、調査年度における申告漏れ割合が、過去5年間に調査した申告漏れ割合のおおむね2分の1以下でかつ、増差所得金額もおおむね2分の1以下であること。

② 消費税、源泉所得税について、不正計算がなく、各調査対象年度の追徴税額が過去5年間に調査した1件当たりの追徴税額のおおむね2分の1以下であること。

③ 前記以外の国税についても不正計算および多額な更正等がないこと。

④ 本調査による追徴税額が期限内に完納されていること。

- ⑤ すべての取引が整然かつ明瞭に記録され、帳簿および証拠書類が適切に整理・保存され、事実関係や会計処理が速やかに確認できること。
- ⑥ 経理責任体制が確立されていて、内部牽制が機能しているなど経理組織が整備されていること。
- ⑦ 企業会計と家計が明確に区分されており、いわゆる公私混同がないこと。
- ⑧ 仮名・借名などの不明瞭な金融機関取引がないこと。
- ⑨ 取引先など他の者の不正計算に加担又は協力していないこと。
- ⑩ 使途不明金がないこと。
- ⑪ 税務調査・資料収集に理解と協力があること。
- ⑫ 代表者の国税についても、前記(1)の①②③および⑥の基準に準じていること。
- ⑬ 代表者が実質的に経営する法人も適正な申告および納税が行われているとともに、従業員等に対しても、納税義務の注意喚起や租税教育に取り組むなど、代表者の税務に対する認識が深いと認められること。

なお、事務運営指針の見直しによって、優良申告法人として表敬された場合、9年以内の前記(1)(2)の調査を前提として、その表敬から原則5年後に「個別指導」が行われ、引き続き適正な申告納税のための会計・経理体制が構築・維持されているかなどの一定の基準を満たせば、調査ではなく「行政指導」により判定して優良申告法人として表敬されることになる。